

〈平成 21 年第 1 回定例会 3 月会議：夜間議会挨拶：H21 年 3 月 11 日〉

お晩でございます。

夜間議会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴者の皆様には、議会へ多数お出でいただき心から歓迎をいたします。

夜間議会の開催につきましては、町民の皆様との懇談会で強い要望があり、仕事の都合などで昼間は傍聴に来ることができない方などに、傍聴の機会をつくり、行政・議会の活動内容をご理解いただくことを願って、当面、町の執行方針が示され、新年度の予算などを決める最初の定例会で「夜間議会」を開催することといたしました。

地方分権が急速に推し進められ、自治体を取り巻く環境は予想できなかったほど厳しい状況が続いております。

地方分権改革の重要な視点としては、政策を作っていく過程に町民のみなさんが、どう参加する事ができるかの工夫も必要ですし、自分達の町は自分達でつくっていくものであると言う「自助」「自治」の意識を育てていく事も大切です。

そのためにも議会としては、活動の透明性を図り、積極的に情報を発信し、町民の皆さんとできるだけ多く対話し共通認識を持てるような機会を提供していくこととしておりますし、町民の皆様からの提案も歓迎しております。

議会基本条例については、特別委員会の審議を経て、新年度からの実施を目指し、本日決定されました。これまで取り組んできた議会改革の集大成と位置づけ、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を三つの視点とし、町民・議会・行政がそれぞれの役割を分担し協働して町づくりに取り組むことを基本として、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、機動的な議会活動を実践し、町民の負託に応え、不断の努力をすることを基本条例にうたいました。

特に、町民の皆様との協働については、

- ①全ての会議を原則公開とし、傍聴規則を「福島町議会への参画を奨励する規則」として町民の皆様を歓迎し、討議参加を可能にしました。
- ②議案に対する採決態度の公表、議会・議員の評価等、議員活動を的確に評価できる情報を積極的に提供する。
- ③全議員が出席し説明責任を果たす議会報告会を開催する。

等について規定いたしました。

アブラハム・リンカーンの名言である「人民の、人民による、人民のための政治」を福島町に合わせて言い変えると「町民の、町民による、町民のための町政」となります。自ら「町民による町政」をつくっていくという強い決意をもって真の民主的な自治を目指していかなければこの難局を乗り越えることはできません。そのためにも町民・議会・行政の協働が重要となります。

議会としては、町民と町政との距離を縮めて、議会をよりわかりやすくし、気軽に話ができ、気持ちが伝わる、身近な存在にすることが、これからの「まちづくり」にとって非常に大切なことだと考えております。

町民の皆様にとって「開かれた議会づくり」を目指して更に努力してまいりますので引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の参考にするため簡単なアンケートを用意しましたので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願い申し上げます。

今回の夜間議会についても、限られた時間のなかで、一人一問とし、質問時間・回数の制限を撤廃しておりますので、質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく、簡潔明瞭に発言していただくようお願いいたします。